

契約法・消費者法における「不均衡」概念の 理論的・立法論的可能性

大澤, 彩 / OHSAWA, Aya

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

13

(発行年 / Year)

2020-06-10

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 10 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03478

研究課題名(和文) 契約法・消費者法における「不均衡」概念の理論的・立法論的可能性

研究課題名(英文) The notion of the equity in the contract law and the consumer law

研究代表者

大澤 彩 (OHSAWA, Aya)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30510995

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、契約当事者間の権利義務の「不均衡」が見られる場面や情報・交渉力の「不均衡」が見られる場面として、以下の3つの観点から検討した。第1に、民法の「定型約款」規定の意義や解釈論を中心に、消費者契約だけでなく賃貸借や労働契約にも視野を広げて、契約内容規制における「不均衡」概念の意義を分析した。第2に、当事者の年齢等に由来する「脆弱性」から生じる契約当事者間の権利義務の不均衡を是正する方法について、2018年の消費者契約法改正やフランスの「脆弱性の濫用」法理や「経済的強迫」法理を元に分析した。第3に、フランス消費法で特に注目されている論点をいくつか取り上げて分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題では、定型約款規定の導入により今後の議論の進展が学界および実務で求められる約款論や不当条項規制論につき、これまで十分な議論が存在しないフランス法の新規定との比較だけでなく、従来十分になされていなかった賃貸借契約や労働契約との比較といった多様な観点から分析を行い、その成果を学会発表で行った。また、成年年齢下げや高齢者の消費者問題増加に伴い喫緊の課題である、消費者の「脆弱性」に着目した法制度のあり方を検討した点でも社会的意義は大きい。さらに、これらの研究成果を日本での学会発表や論文公表だけでなく、フランスの複数の大学での報告等で公表したことから、国際的学術交流にも資するものである。

研究成果の概要(英文)：This research is about the notion of the equity in the contract law and the consumer law. I focused on three topics. Firstly, the unfair contract terms in the contract law, the labor law, and the lease law. Secondly, to take into consideration the vulnerability of the party of the contract, I focused on the revision of the consumer contract act and the notion of "l'abus de faiblesse" in French law. Finally, I have continued the study of the consumer law in French.

研究分野：民法、消費者法、フランス法

キーワード：定型約款 不当条項規制 フランス消費法 脆弱性の濫用 附合契約論 IoT 賃貸借契約 労働契約

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2015年3月に国会に提出された「民法の一部を改正する法案」および2016年5月に実現した消費者契約法改正では、従来の学説・実務において立法化が主張されていた契約法・消費者法における多くの論点の立法化が断念された。一方、フランス法においては消費法典L.212-1条において濫用条項規制の基準として設けられている当事者間の権利義務における「著しい不均衡 (déséquilibre significatif)」概念を軸に、この概念を具体化した消費法典の濫用条項リストを用いた濫用条項規制が行われているのみならず、この概念を事業者間取引に適用される競争法規定である商法典L.442-6-1条2号、さらには2016年の契約法改正オルドナンスの中に設けることで対等当事者間取引においても当事者間の権利義務における不均衡是正という観点から契約内容規制を行うという方向性が示された。また、民法典において相手方の脆弱性の濫用規定を具体化した経済的強迫概念においても、当事者間の権利義務の「不均衡」が脆弱性の濫用によって生じることを規制の重要な根拠としているように、意思表示の瑕疵という考え方だけではとらえられない新たな不当勧誘関連法理を具体化する上で「不均衡」概念が重要な役割を果たしている。

2. 研究の目的

本研究は、従来の本研究代表者の研究(拙著『不当条項規制の構造と展開』(有斐閣、2010年)をはじめとする複数の論文)で行ってきた制度論、立法論の観点だけではなく、不当条項規制や状況の濫用法理、不招請勧誘法理のより十分な理論的根拠を確立すべく、これらの法理が必要とされるのは契約当事者間の権利義務に「不均衡」が生じるということにあるのではないかという仮説を立て、そこでの具体的な「不均衡」の内実を理論的に分析し、それを今後の立法・解釈による具体化という形でフィードバックすることを目的としたものである。

3. 研究の方法

まず、フランス民法典・消費法典・商法典の濫用条項規制で共通して用いられている「不均衡」概念の意味およびその立法による客観化・具体化について網羅的に検討する(不当条項規制における「不均衡」概念の意義の検討)。この検討をふまえ、日本の定型約款規定の解釈論上の特徴や限界を指摘し、論文の形で公表する。次に、日本における状況の濫用、不招請勧誘規定の実現にあたって、フランス民法改正における経済的強迫概念の実現において、当事者間の権利義務の「不均衡」という考え方がどのような影響を与えているか分析する(強迫規定の拡張法理における「不均衡」概念の理論的・実践的可能性)。これによって、日本における年齢や判断力の低下といった「脆弱性」を捉える法理のあり方を模索する。最終的には「不均衡」概念が対等当事者間契約においても参照に値することを、民法の定型約款規制や暴利行為法理、競争法における「優越的地位の濫用」等を具体例として論証する(対等当事者間契約における「不均衡」概念の理論的・実践的可能性)。

4. 研究成果

本研究課題では、以下の5つの観点から充実した研究成果をあげることができた。その中には研究開始当初には想定しなかった観点からの考察を深めたことによる成果もあり(1~5)、また、研究開始当初に想定していた以上に国際研究交流の充実も見られる(6)。

(1) 契約内容規制における「不均衡」 - 約款・不当条項規制にみる契約内容形成の「一方性」

研究開始当初は、日本の民法改正法で導入された定型約款規制の分析と、その比較対照であるフランス民法典 1171 条（2016 年のオールドナンスによる改正、のちに、2018 年の認証法で追認される）およびフランス民法典 1110 条の附合契約の定義の分析に注力した。

具体的には、第 1 に 2016 年のオールドナンスで導入されたフランス民法典 1110 条の「附合契約」概念についての学説の議論のみならず、この概念が 2018 年の認証法による修正されたことをふまえ、フランスで濫用条項規制や不明確条項規制の対象範囲を画するために用いられているこの概念がどのような意味を持っているか、言い換えれば、フランスで当事者間の「不均衡」が生じる典型例として附合契約を念頭に置いていることの意味に着目した。その際、前提とされている契約当事者間の債務・権利の「不均衡」は消費者契約と事業者間契約で同一なのかについても考察した。これらの考察から、附合契約において、契約当事者の一方による契約内容形成の「一方性」が問題となっており、その一方性が大量取引およびインターネット取引が通例である現代においてどこまで許容されるかという観点の問題となることを導いた。

第 2 に、以上のフランス法研究と並行して、日本の民法改正法において設けられた「定型約款」規制につき、約款の組み入れや約款に含まれる契約条項の内容規制の射程を「定型約款」に絞ったことの妥当性とその意義について分析を行った。その結果、定型約款規制における徹底された契約内容形成の「定型性」「均一性」さらには「一方性」という視点が、定型約款規制におけるみなし合意要件の擬製された合意概念や、その否定という形で内容規制（民法 548 条の 2 第 2 項）を導いていることを示し、それを前提とした上でいかなる内容規制のあり方が適切なのかを、中心条項規制のあり方や消費者契約法の不当条項規制との比較にも視野を広げた。

以上の成果については、まず日本国内では定型約款規制の解釈論や今後の課題を注釈書や論文の形で公表した。同時に、日本の定型約款規制論について、フランス・パリ第 2 大学での在外研究中（2017 年 9 月から 2018 年 8 月）に、フランス国内の複数の大学でフランス語で報告し、日仏の内容規制論を比較しながら議論を重ねることができた。フランス語で執筆した日本の定型約款規制に関する論文は、2020 年度中にフランス国内での公表を目指している。

また、定型約款規制のうち、特に定型約款の変更規定における「一方性」に着目し、日本でここ数年に公表された裁判例をめぐる分析を行って評釈という形で公表した。定型約款の変更規定については、フランス法における契約内容形成や変更についての「一方性」を学びながら、今後別の研究課題で検討を深めていきたい。

さらに、フランスの特に附合契約概念の変遷に着目し、学術雑誌で成果を公表した。

（2）契約内容規制における「不均衡」 - 賃貸借契約、労働契約との比較

2018 年 9 月の在外研究終了後、複数の学会シンポジウムチームに参画させていただいたことを契機として、契約内容規制における「不均衡」について賃貸借契約と労働契約における同種の問題にも検討の範囲を広げた。具体的には民法や消費者法が内容規制にあたって前提としている契約当事者間の情報・交渉力の不均衡と、賃貸借契約における賃貸人と賃借人の関係、および、労働契約における使用者と労働者の関係における不均衡とに違いがあるのかという根本的な課題を念頭に置きながら、以下の点を検討した。

第 1 に、賃貸借契約における金銭の授受を定める更新料特約や敷引特約の有効性については、消費者契約法成立後は同法 10 条に基づいて有効性が判断されている。これらの最高裁判決自体の分析はこれまで本研究代表者も何度も取り組んでいるため、本研究課題ではこれらの判決を嚆矢として、賃貸借契約と消費者契約の相違点をふまえた消費者契約法と借地借家法の関係や、対価にほぼ等しいこれらの金銭授受を定める条項（いわゆる「中間条項」）の有効性判断にあた

って賃貸借契約における当事者間の「不均衡」がどのような意味を果たしているかについて分析した。その成果は2019年秋に開催された日本消費者法学会において報告した(予稿を雑誌でも公表した)。さらに、この研究にあたり、フランスでは近年、居住賃貸借契約特別法と消費法典の関係が問題とされていることから、この問題に関心を持って2019年秋に渡仏した際に現地で消費法研究者にインタビューを行った。フランス法については、賃貸借契約と消費者契約との関係という観点から2021年春に開催予定の日仏法学会で報告する予定である。

第2に、労働契約法における就業規則の合意要件と内容規制基準に関心をもち、同法では条項内容の妥当性に疑問がある条項を「合意を否定する」という形で内容規制を行っているという現状およびその課題について、定型約款規制や消費者契約法における内容規制と比較して分析した。その際に、労働契約における当事者間の不均衡の内実につき、定型約款が前提としている定型取引や消費者契約における当事者間の情報・交渉力の不均衡との違いをふまえてその独自性がないか、探求した。成果は2019年秋に開催された日本労働法学会シンポジウムで報告した。

(3) 契約当事者の「脆弱性」と民法・消費者法

本研究代表者は高齢者や若年者といった、いわゆる「特に脆弱な」消費者を契約相手方の「脆弱性」の濫用による契約締結の場面でいかに保護することができるかにつき、当事者間の権利・義務に生じる「不均衡」という観点から具体的に取り組んだ。

第1に、契約当事者の「脆弱性」の理由の1つとして頻繁に指摘される「年齢」と取引の関係に着目し、「年齢」は本当に「脆弱性」の理由となりうるのか、なりうるであれば「年齢」を理由に契約当事者を保護する制度のあり方としていかなる法理を設けることが適切なのかについて分析した。その際に、日本の成年年齢引き下げをめぐる法務省や消費者委員会での議論を丹念に分析し、また、その議論へ応答する形で行われた2018年の消費者契約法改正の批判的分析を行うことにした。その結果、「年齢」だけを理由に一定の契約当事者を保護する法理を設けることは適切とはいえず、「年齢」ゆえの「脆弱性」につけ込まれて契約をさせられた結果生じる当事者間の権利・義務の不均衡に着目すべきであることが導かれた。成果は「年齢」と取引をめぐる日仏比較論文を公表し、フランス・ポワティエ大学で開催された学術集会で報告を行った。

第2に、契約当事者の「脆弱性」をより一般的に広い射程でとらえ、それを消費者契約法などの消費者保護特別法、さらには民法典でどのような形で考慮することが妥当かにつき、解釈論および立法論を展開した。具体的には、2016年・2018年の消費者契約法改正における「合理的な判断をすることができない事情へのつけ込み」をめぐる議論を振り返り、その成果として実現した2016年・2018年改正の問題点を抽出した。その一方で、フランス民法典1143条の「従属性の濫用」規定をめぐる学説や立法過程の議論、さらにはすでに「脆弱性の濫用」法理や「攻撃的取引方法の禁止」規定を有している消費法典との関係を調査・分析した。日本の消費者契約法改正の問題点については、前述したポワティエ大学での報告のほか、2018年4月にフランスのセルジー・ポントワーズ大学でも報告を行い、フランス語原稿を現地の学術雑誌に掲載することが決定している(*Revue Internationale de Droit Comparé*, 2020/2. 校正済)。その一方で、フランス民法典1143条については法学志林で連載を開始した。

第3に、より根本的な問題として、脆弱な契約当事者の保護を民法典で行うことが適切なか否か(特別法の問題と言えるのかどうか)につき、以上の契約締結過程の勧誘規制のみならず、日本の定型約款規制との関係、さらには民法改正論議における民法と消費者法の間をめぐり議論をふりかえるなどして包括的な検討を行った。その成果は、2019年10月に Gaël Chantepie・リール第2大学教授および Mathias Latina・ニース・ソフィア・アンティポリス大学教授と共

同で日仏契約法改正研究会を開催し（法政大学現代法研究所会議室にて開催。なお、開催にあたり、公益財団法人社会科学国際交流江草基金の助成を受けた）、その中でフランス語による報告を行った。この報告原稿はフランスで出版される予定である（2020年秋出版予定。脱稿済）。

（４）日仏消費法比較研究 - 様々な観点から

従来から本研究代表者が取り組んでいるフランス消費法研究を、これまで取り組んでいなかった観点からさらに視野を広げて行った。これによって、第１に、IoTやプラットフォームといった新技術によって生じる契約当事者間の権利・義務の「不均衡」は、紙媒体や口頭による契約を前提としている現行法で取り組む際にどのような見直しを余儀なくされるのか、また、どのような特徴を有するかという、「不均衡を生じさせる新技術」という観点からの比較法研究を行うことができた。また、第２に、特に消費者契約における当事者間の権利・義務の不均衡を是正するための制度論について、規制主体の多様性 - 行政機関や事業者団体、消費者団体の役割 - という観点からも考察を深めた。

第１の点については、IoTと日本の消費者法との関係を、2019年３月にフランス・アンジェ大学で開催された研究会で報告した。また、フランスのObjet connectéをめぐる議論を日本の学術雑誌で紹介し、日本が今後IoT技術の発展の中で取り組みを余儀なくされるであろう課題を抽出した。さらに、プラットフォーム利用規約における個人情報取得に関する条項の不当性や、利用契約の組み入れについてフランス法の状況をふまえて検討し、その一部を執筆・脱稿済みである（2020年４月以降にNBLおよび法学志林で公表予定）。

第２の点については、不当条項規制における行政機関の役割に特に関心をもち、2018年の５月から６月、および2019年９月にフランスのDGCCRFでヒアリングを行った。具体的には、不当条項を排除する上で行政機関が果たすことができる役割につき、公私協働論という観点から分析した。その成果の一部を青山学院大学消費者法研究会で2019年３月に報告し、修正を加えて雑誌に投稿する予定である（2020年度中に公表される予定である）。フランス消費法の規制主体や規制方法の多様性を包括的に分析した論文はすでに執筆・脱稿済みである。

（５）事業者間契約における当事者間の「不均衡」について

以上の研究に加え、従来、対等な当事者間であることが前提されていたものの、近年では消費者契約と類似する当事者間の情報・交渉力の格差やその結果生じる経済的不均衡の存在が指摘されている事業者間契約について、事業者間契約における当事者間の不均衡是正にあたって消費者契約法の適用によることが妥当といえるかという観点からも研究を行った。その際に、いわゆる「消費的事業者」の保護と民法・消費者法との関係をより浮き彫りにするフランチャイズ契約と内職商法を取り上げて、論文を執筆した。フランスの「非事業者」や「消費者」概念もふまえた分析も続けており、これについては2020年度中に公表予定である。

（６）以上の研究方法について

以上の研究を行うにあたり、文献調査に加え、フランスでのヒアリングや研究者との意見交換を積極的に行う態勢が整ったことが特筆すべき点である。これは在外研究中に現地の民法・消費法・民事訴訟法学者や法律実務家（行政機関の職員など）と出会ったことによる。

また、フランスをはじめとする複数の国際学術集会での報告や、日本での日仏比較研究会開催といった、積極的な国際学術交流によって本研究課題は一層充実したものとなったことを付言する。その成果もフランスでの雑誌や書籍への掲載という形で徐々に発信される予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 大澤 彩	4. 巻 117-1
2. 論文標題 いわゆる「つけ込み型」勧誘をめぐる私法法理の構造 - フランス法の現状 (1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学志林	6. 最初と最後の頁 1 - 35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大澤 彩	4. 巻 46
2. 論文標題 フランス民法・消費法によるObjet connecte (つながったモノ) への挑戦	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 97-102
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大澤 彩	4. 巻 1540
2. 論文標題 フランチャイズ契約と消費者契約法 - 消費者契約法の事業者間契約への適用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 30-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大澤 彩	4. 巻 1579
2. 論文標題 市場法としての消費者法と多様化する「消費者」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 1-1
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大澤 彩	4. 巻 44
2. 論文標題 不動産賃貸借で授受される金銭 - 消費者法・借地借家法の観点から -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 23-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大澤 彩	4. 巻 1151
2. 論文標題 携帯電話利用契約における変更条項および契約内容変更をめぐる若干の考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 4-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大澤 彩	4. 巻 1533
2. 論文標題 弁護士報酬と依頼者の「弱み」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 79-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大澤 彩	4. 巻 6
2. 論文標題 不当条項規制の現状と課題 - 民法改正・消費者契約法改正を受けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 179-228
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大澤彩	4. 巻 116巻2・3号
2. 論文標題 フランス契約法改正における「附合契約」概念 - 契約内容形成における「一方性」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学志林	6. 最初と最後の頁 362 - 410
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大澤彩	4. 巻 441号
2. 論文標題 事業者間契約と消費者契約法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 10 - 16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大澤彩	4. 巻 55号
2. 論文標題 預金契約の締結後に取引約款に追加された暴力団排除条項に基づく預金契約の解約の有効性 (福岡高判平28・10・4)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 私法判例リマークス55号 (2017年〔下〕平成28年度判例評論)	6. 最初と最後の頁 30 - 33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大澤彩	4. 巻 3号
2. 論文標題 「定型約款」時代の不当条項規制	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 177 - 205
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 オリビエ・デエ (Olivier Deshayes) (大澤彩 訳)	4. 巻 38号
2. 論文標題 契約における均衡	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 慶応法学	6. 最初と最後の頁 185 - 208
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大澤彩	4. 巻 29号
2. 論文標題 2016年の消費法典改正-2014年の消費法典改正から2016年の「再編纂」に至るまで	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 188 - 196
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件 (うち招待講演 9件 / うち国際学会 9件)

1. 発表者名 大澤 彩
2. 発表標題 不動産賃貸借で授受される金銭について - 消費者法・借地借家法の観点から
3. 学会等名 日本消費者法学会第12回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Aya OHSAWA
2. 発表標題 La partie faible et le droit civil au Japon : mythe et realite
3. 学会等名 Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大澤 彩
2. 発表標題 契約内容規制と契約当事者間の交渉力不均衡 - 民法・消費者法と労働法
3. 学会等名 日本労働法学会第136回大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Aya OHSAWA
2. 発表標題 Le developpement du droit de la consommation et le consommateur vulnérable au Japon
3. 学会等名 Universite Cergy-Pontoise（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Aya OHSAWA
2. 発表標題 Condition generales standardisees : bouleversement et articulation
3. 学会等名 Regards croises franco-japonais : contrat et responsabilite civile, l'Universite Jean Moulin Lyon 3（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Aya OHSAWA
2. 発表標題 Conditions generales standardisees et clauses abusives au Japon
3. 学会等名 Reformes du droit des obligations dans le monde : le Japon（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Michele Favreau, Aya Ohsawa, Bertrand Brecheteau, Sabine Bernheim-Desvaux
2. 発表標題 Objets connectes et consentement de l'utilisateur
3. 学会等名 Cycle objets connectes : Objets connectes et consentement de l'utilisateur, Universite d'Angers (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Aya OHSAWA
2. 発表標題 La responsabilite contractuelle du fait d'autrui dans l'execution du contrat : validite de la clause limitative de la responsabilite du fait d'autrui
3. 学会等名 Le contrat et les tiers : Journees d'etudes franco-japonaises (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Aya OHSAWA
2. 発表標題 Contrat d'adhesion et clauses abusives : Conditions generales standardisees aux contrats au Japon
3. 学会等名 Regards sur le droit civil japonais (Universite d'Orleans) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Tetsushi Saito et Aya OHSAWA
2. 発表標題 La vulnerabilite des personnes agees au Japon
3. 学会等名 Regards croises en France et au Japon sur les consequences juridiques et sociales du vieillissement (Universite de Poitiers) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Aya OHSAWA
2. 発表標題 La vulnerabilite economique au Japon
3. 学会等名 Journee internationales d'Association Henri Capitant : La vulnerabilite, Montreal et Ottawa, 28 mai 2018 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 河上正二 = 大澤彩	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 744
3. 書名 廣瀬久和先生古稀記念・人間の尊厳と法の役割 - 民法・消費者法を超えて (代表者執筆論文「年齢と取引」363 - 387頁)	

1. 著者名 潮見佳男 = 千葉恵美子 = 片山直也 = 山野目章夫	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 592
3. 書名 詳解改正民法 (代表者執筆箇所: 「定型約款 (1)」395 - 409頁)	

1. 著者名 H.-W.Micklits, G.Saumier	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Springer International Publishing	5. 総ページ数 717
3. 書名 Enforcement and effectiveness of consumer law (代表者執筆箇所: La mise en ouvre et l'effectivite du droit de la consommation au Japon, pp.371-390)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----